



Title	集落営農組織の経営構造と法人形態の選択に関する研究 [全文の要約]
Author(s)	小野, 智昭
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	乙第7096号
Issue Date	2020-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/78008
Type	doctoral thesis
File Information	Tomoaki_ono_summary.pdf



【論文博士】

博士論文の要約

博士の専攻分野の名称： 博士（農学）

氏名 小 野 智 昭

学位論文題名

集落営農組織の経営構造と法人形態の選択に関する研究

本論文は、わが国水田農業において重要な担い手となっている集落営農組織を対象に、その経営構造を分析し、集落営農組織の展開方向を示すとともに、さらに資本構成、運営方式と法人形態の関係を分析することによって、現行の法制度下において集落営農組織に適合的な法人形態の選択と管理運営方式のあり方を提示する。

序章 研究の背景と課題

序章では課題と分析方法を設定する。

都府県の水田農業では、農家減少が継続する一方で大規模農家の成長が進展しない中で、地域農業の担い手として農家の協業による集落営農組織が広範に形成され、地域の水田農業の担い手となっている。集落営農組織は、かつては共同作業や作業受託を行う農家の補完組織であったが、自ら農業生産・農業経営を行う農業経営体へ発展し、さらに近年は任意組織から借地の法的権利主体となる法人へと転換している。本論文ではその集落営農組織の経営構造を経営組織論から明らかにする。また、組織経営体の法人形態は株式会社形態が一般的であるのに対して、集落営農組織の法人形態はそれとは異なって農事組合法人形態が一般的である。そこで、すでに論じられている構成員数、運営方式、法人形態の特質、組織の発展段階に加えて資本構成の視点から集落営農組織の法人形態との関係を分析することによって、集落営農組織の法人形態と経営管理方式のあり方を示す。

本論文の構成は以下のとおりである。

第1章では、経済的・経営的分析に先立って、集落営農組織の経営体化と法人化、そして法人形態選択の前提となる農業法人制度と集落営農政策の変遷を明らかにする。

第2章から第4章では経営体化段階から法人化段階にある集落営農組織について、統計を用いて経営組織論から構造論的分析を行う。第2章では、農業センサスを用いて組織経営体进行分析し、稲作組織経営体における集落営農組織の位置づけを明らかにするとともに、集落営農組織の生産性を分析する。生産性の分析では、農業センサス個票を用いて集落営農以外の稲作組織経営体と比較分析することによって、集落営農組織の農業経営体としての特徴を明らかにする。第3章と第4章は集落営農組織の経営構造を企業形態論から分析する。第3章では、集落営農組織の類型把握を行い、長期的な類型変化を分析する。ここでは集落営農組織が補完組織から経営体へ、そ

して法人へと移行する中で類型変化が生じている実態を、集落営農実態調査個票を用いて明らかにする。第4章では、組織経営体と集落営農組織の企業形態分析を行う。ここでは農業経済学・農業経営学における企業形態論に加えて、中小企業研究における企業形態論を援用して独自の企業形態を設定し、農業センサス個票を用いて集落営農組織とそれ以外の組織経営体との比較分析を行う。

第5章と第6章は、経営管理論から法人形態と意思決定方式に関する分析を行う。第5章では、集落営農法人の運営方式と法人形態選択の論理について事例の比較分析から明らかにする。集落営農組織を組織タイプ（少数有志型、集落ぐるみ型）と意思決定方式（1人1議決権制の組合方式と1株1議決権制の資本方式）から類型区分したうえで、法人形態との関係の実態について事例分析から明らかにする。第6章は、会社法において定款自治が大幅に認められている新たな株式会社制度を踏まえて、非公開会社の制度設計を農協、農事組合法人と比較分析し、協同組合株式会社の可能性を明らかにする。

そして終章では、全体の分析をまとめて、集落営農組織における法人形態選択と経営管理方式のあり方を考察する。

第1章 農業法人制度と集落営農政策の変化

第1章では、農業法人制度である旧・農業生産法人制度（現・農地所有適格法人制度）と農事組合法人制度について、その変遷を整理し、さらに株式会社、農事組合法人等の制度的特徴を整理する。そして集落営農政策の変遷過程を整理する。

1962年に旧農業法人制度と農事組合法人制度が創設される。前者は農地所有を含む権利を取得できる法人の資格要件に関する制度であり、後者は農民の協業組織として農業独自の法人制度である。制度創設時に両制度は平行なものであったが、1970年以降にその関係が崩れ、農業生産法人制度は要件を次々に緩和しながら2015年に農地所有適格法人に変更される。その一方で農事組合法人制度は、一定の要件緩和がありながらも農民の協業組織としての理念を維持している。

農業生産法人制度に適格な法人形態は、創設以来、農事組合法人、合名・合資会社、有限会社に限定され、株式会社は排除されていた。しかし株式会社の農地所有の是非が政治的に議論される中で、2000年に株式会社も農業生産法人の適格な法人形態となる。

国の集落営農政策は、担い手政策とリンクした農地政策として進められる。まず、1992年の「新しい食料・農業・農村政策の方向」（「新政策」）で効率的・安定的な経営体としての組織経営体が提示され、特定農業法人制度が創出される。そして法人の認定農業者である特定農業法人となった組織経営体が農地政策に位置づけられる。集落営農は1998年の食料・農業・農村基本法に明記される。しかしそこでの集落営農は、効率的・安定的経営体である個別経営の創出母体（インキュベーター）としての位置づけである。米政策改革大綱（2002年）の「集落型経営体（仮称）」、そして米政策改革（2004年）の「集落型経営体」で、任意組織の集落営農組織が政策に位置づけられる。ただし政策対象に位置づけられる任意組織は、組織要件（共同経理、法人化計画等）と規模要件（20ha以上）を満たすもののみである。そして農地政策に特定農業団体制度が創設される。

集落営農政策の転機は2005年基本計画へ向けた「中間論点整理」である。そこでは、「集落型経営体」ではないが将来にその経営体へ発展すると見込まれる「経営主体」が担い手とされる。そして2007年からの水田経営所得安定対策で、特定農業団体ではない任意組織が「特定農業団体と同等な組織」として政策対象に位置づけられる。この組織は農地政策に位置づかず、農地政策とリンクしない担い手政策として集落営農政策が実施される。ただし任意組織が政策対象となる

には、法人化が要件づけられ、担い手である任意組織には法人化が強制されている。しかし 2015 年にその法人化の強制政策が事実上廃止されるに至る。

第 2 章 水田作販売組織経営体の動向―農林業センサスによる統計分析―

第 2 章では以下のことを課題として、農業センサスを用いて組織経営体を分析する。第 1 に農業生産を行う「販売組織経営体」の経営体数の変化と法人化、そして大規模層への生産集中等の現状を明らかにする。第 2 に受託組織経営体や農家から販売組織経営体への移行や再編成についての動態分析を行う。第 3 に水田作販売組織経営体の農地集積における集落営農組織の位置付け、集落営農組織の内実変化と法人化の傾向を分析する。第 4 に集落営農組織の労働力構成や生産性に関する経営構造を分析する。データは、センサス公表値に加えて、2010 年と 2015 年の農業センサス個票を用い、動態分析では両個票を連結したデータを用いる。また 2015 年の組織経営体のうち集落営農実態調査の対象を「集落営農経営体」とし、その農業センサス個票データを用いる。

水田作販売組織経営体は 1995 年以降増加傾向にあり、2005 年以降に非法人の経営体が増加し、さらに法人化が進展している。2015 年に、10ha 以上農家層が水田借地の 26%をシェアしているのに対して、組織経営体が 36%をシェアするに至り、組織経営体は大規模農家を凌駕して、水田集積の中心的担い手となっている。

2000 年以降に稲主位の販売組織経営体が増加し、法人化も進展する。稲主位の販売組織経営体の増加は、受託組織経営体や転作の販売組織経営体からの直接に移行、それらからの再編成、さらには新設によっている。稲主位販売組織経営体の増加は集落営農組織の非法人の急増によるものであり、さらに稲主位販売組織経営体の法人化の動きは、集落営農経営体における非法人の減少と法人の増加によるものである。そして集落営農経営体の法人化は、農事組合法人形態によって進展している。

水田作における農地集積は販売組織経営体を主としていて、販売組織経営体における農地集積は集落営農経営体によって牽引されている。そして集落営農経営体を主とする販売組織経営体による水田集積は、集積率が高い地域でより集積が進展する、という地域差が広がる方向で進展している。集落営農経営体は水田経営所得安定対策への対応として増加していて、そうした政策対応で増加した集落営農経営体の中には経営体としての営農実体に乏しい組織が多く、そうした組織は東北、北関東、北九州等に多く存在した。しかし 2015 年にはそれら地域の組織が機械所有率を上昇させ、組織としての営農の内実を具備した組織体へと転換し、それとともに法人化が進展している。

集落営農経営体も集落営農以外の経営体も、大規模層ほど、また非法人＜農事組合法人＜会社の順に、専従構成員や常雇労働力を確保していて、園芸作を導入し、そして労働投入における規模の経済を実現している。生産性では、集落営農以外の経営体は大規模層ほど労働生産性が上昇するが、土地生産性が低下していて、雇用労働に依存する大規模経営では粗放化が見られる。しかし集落営農経営体は、大規模層ほど労働生産性が上昇するだけでなく土地生産性が維持・上昇していて、大規模層においても労働生産性と土地生産性が併進するという生産力の正常な発展が見られる。

第 3 章 集落営農組織の類型―集落営農実態調査個票による分析―

第 3 章では、集落営農組織の類型把握を行い、長期的な類型変化を分析する。集落営農組織が全国で急増し、さらに農家の補完組織から農業経営体へ、そして非法人から法人組織へと転換している。このように組織転換している集落営農組織の変化を集落営農実態調査の個票データを用

いた統計分析によって明らかにする。そのため第1に、分析の前提として、集落営農に関する調査における集落営農組織の定義や調査項目から構成される調査の枠組みの変化を把握する。そして第2に、集落営農実態調査が捕捉する多様な集落営農組織の類型とその指標を示し、第3に、個票データを用いて類型別の組織数の変化から、類型間の移行を明らかにする。

2000年農業センサスと並行して実施された集落営農に関する2000年調査は集落営農組織の一般的定義を示し、その具体的内容を調査対象の捕捉範囲で示している。本調査の特徴は、その調査対象からセンサスの調査対象（協業経営体と作業受託組織）を除外していることである。2005年から実施されている集落営農実態調査は、2000年調査の捕捉範囲を定義に組み込む。そしてセンサス調査対象である組織のうち、員内受託を行う作業受託組織と集落1農場型の協業経営体を捕捉範囲に加え、センサス調査対象を含む集落営農組織を網羅的に捕捉するものとなっている。そして2009年調査から、調査項目が編成替えされ、員内受託だけでなく員外受託を行う作業受託組織も調査対象に組み入れる。こうして2000年調査と集落営農実態調査は不連続であり、また集落営農実態調査は2009年以降とそれ以前とは調査対象と調査項目が異なっていて一部に不連続がある。

集落営農実態調査の調査項目から、集落営農組織の類型を設定する。農業経営体については、経営要素である資本、労働、経営を指標とする5類型（販売集落1農場型、協業組織型、共同利用型、オペレータ型、共同出役型）を設定し、農家補完組織については、経営要素である資本と生産要素を指標とする5類型（集落1農場型、共同利用型、作業受託型、共同作業型、土地利用調整型）を設定する。そして集落営農実態調査の個票データの組替え集計によって、12年間における類型別組織数の変化を示し、その結果から類型間の移行を次のように示す。

集落営農組織は、農家補完組織から農業経営体へ移行することに伴って類型間の移行があり、農家補完組織の集落1農場型、共同利用型、作業受託型、土地利用調整組織から、経営・労働・資本が結合する農業経営体（集落1農場型、協業組織型、共同利用型）、そして経営・労働が結合するオペレータ委託型の農業経営体へ移行している。さらに農業経営体の中で集落営農組織が非法人から法人へ移行していることに伴って類型間の移行があり、労働・資本・経営が結合した集落1農場型と協業組織型、そして労働・経営が結合したオペレータ委託型の法人に収斂しつつある。

第4章 販売組織経営体の企業形態—農林業センサス個票による分析—

第4章では、組織経営体と集落営農経営体の企業形態を分析する。

販売組織経営体は、雇用型企業経営や複数農家による協業経営、集落営農組織等の多様なタイプがあることから、それら販売組織経営体を構造的に明らかにするために、企業形態論によって企業の経済的実質を示す経済形態を分析する。そのために企業形態論に関する先行研究をレビューして販売組織経営体の企業形態を区分するのに適した定義を示し、その形態区分を用いて販売組織経営体と集落営農経営体の企業形態を分析する。データは2015年農業センサスの個票を用いる。

企業形態区分には、質的な特徴による定義と測定可能な量的基準を適用する定義とがあるが、統計的分析のためには量的基準を適用する定義を用いる。そして農業経済・農業経営研究に加えて中小企業研究の成果を援用して、労働力規模から独自の企業形態区分を設定する。具体的にはセンサスデータの農業従事構成員数と常雇数を用いて7形態（個人経営、零細経営、零細企業、小企業、中企業、集団経営、集団企業）を定義する。農業従事構成員と常雇を合わせて「従事者」として、従事者1人で農業従事構成員が経営主のみ、かつ常雇0人の経営を「個人経営」、農業

従事構成員 2～10 人で常雇 0 人を「零細経営」、農業従事構成員 1～10 人で常雇 10 人以下を「零細企業」、従事者 11 人以上のうち農業従事構成員数が 10 人以下で常雇 11～20 人を「小企業」、同じく 21 人以上を「中企業」とする。そして農業従事構成員が 11 人以上のうち、常雇 0 人を「集団経営」、常雇 1～10 人を「集団企業」と定義する。

法人形態は、園芸主位と畜産主位は株式会社を中心であるのに対して、稲主位は非法人、農事組合法人が多く、さらに株式会社がある。株式会社の稲主位と園芸主位は、企業形態の販売階層別分布が類似している。資本制企業である小企業・中企業が、園芸主位と畜産主位には多数あるのに対して、稲主位では少数で、資本制企業の形成は僅かである。

稲主位販売組織経営体における集落営農経営体と集落営農以外の経営体を経営耕地規模別、事業多角化別に比較する。集落営農以外の経営体は、常雇のない零細経営と常雇のある零細企業がほとんどであり、しかも非法人＜農事組合法人＜株式会社の順に零細企業割合が高く、また面積規模の大規模層ほど零細企業が多い。そして株式会社では、50ha 以上層で小企業、100ha 以上層で中企業があつて、資本制企業が形成されている。

集落営農経営体は、非法人と農事組合法人では、常雇のない零細経営と集団経営が中心であり、大規模層ほど前者の低下して後者の割合が上昇する。さらに農事組合法人の大規模層では常雇のある零細企業と集団企業の割合が高くなる。それらに対して株式会社は、零細経営と零細企業が多くを占め、しかも大規模層ほど零細企業割合が高い。しかし株式会社にも集団経営・集団企業が 2 割程度あることが注目される。

事業多角化の導入割合は、法人形態では非法人＜農事組合法人＜株式会社、企業形態では零細経営＜零細企業＜小企業・中企業、集団経営＜集団企業の順に高い。こうした事業多角化の導入割合が常雇の導入を規定しているとみられる。

第 5 章 集落営農法人の法人形態―農事組合法人と株式会社の選択要因―

第 5 章では、集落営農法人の運営方式と法人形態の選択の要因について事例の比較分析から明らかにするために、以下のことを課題とする。第 1 に集落営農法人を議決権方式からタイプ区分して各タイプにおける組織、出資、議決権運用、事業の実態を明らかにする。第 2 に、集落営農法人の法人形態選択の要因と課題を明らかにする。そして最後に集落営農組織の法人化における法人選択のあり方を考察する。

集落営農法人は、組織形態から少数有志型と集落ぐるみ型があり、議決方式から 1 人 1 議決権の組合型と 1 株 1 議決権の資本型があり、これらから 4 タイプに分類できる。すなわち、組合方式の少数有志型（Ⅰ）と集落ぐるみ型（Ⅱ）、資本方式の少数有志型（Ⅲ）と集落ぐるみ型（Ⅳ）である。農事組合法人は法制度上、組合方式のみであり、少数有志型・組合方式（Ⅰ）と集落ぐるみ型・組合方式（Ⅱ）がある。株式会社は、少数有志型のうち、2～4 戸の少数精鋭構成員の法人は少数有志型・資本方式（Ⅲ）、それ以外は少数有志型・組合方式（Ⅰ）であり、さらに集落ぐるみ型・組合方式（Ⅱ）がある。そして集落ぐるみ型・資本方式（Ⅳ）は存在しない。こうして少数精鋭構成員の資本方式の法人以外は、法人形態を問わずに組合方式を採用している。

株式会社の出資は、少数精鋭構成員による資本方式（Ⅲタイプ）では経営代表者（代表取締役）に出資が集中している。組合方式では、構成員の均等出資の法人と構成員が不均等出資の法人がある。不均等出資の組合方式の株式会社では、法律上は 1 株 1 議決権であるにもかかわらず、運用上は 1 人 1 議決権となっている。

法人形態の選択に関して、株式会社形態の選択理由は、少数有志型・資本方式（Ⅲタイプ）では従業員数の制約がないことと、業務執行権の明確化等の意思決定上の運営方式の採用である。

それに対して少数有志型・組合方式と集落ぐるみ型・組合方式（Ⅰ・Ⅱタイプ）では、事業の多角化、非農家の参加である。農事組合法人の少数有志型と集落ぐるみ型（Ⅰ・Ⅱタイプ）における農事組合法人形態の選択理由は、従事分量配当の採用以外は事例中では明確な理由がない。

また農事組合法人の中には農事組合法人制度の要件を逸脱している法人がある。一つは従業員数であり、構成員とその家族でない従業員の雇用数が常時従事者の 2/3 超である法人がある。二つは土地持ち非農家の組合員数であり、みなし農民（組合加入後に農民でなくなった者や農民の相続人）が組合員の 1/3 超である法人がある。三つには事業の多角化であり、農業の付帯事業でない事業（冬期間の除雪事業受託）を実施する法人がある。これらの法人は、農事組合法人制度の枠を超えていて、株式会社への転換が必要となっている。

少数有志型は構成員がオペレータであり、しかも水田管理作業（水管理と畦畔草刈）は法人のオペレータや被雇用者が担当している。したがって少数有志型組織では構成員は所有＝労働＝経営が一体的であって、構成員の同質性が確保されている。農事組合法人は構成員による協業経営を想定した組織であり、構成員のほとんどが法人の行う事業（農業等）に従事する同質性がある場合に最も適している。したがって少数有志型は農事組合法人形態が適格的である。ただし少数精鋭の構成員によって組織され、経営者へ経営権が集中する組織の場合には、1 株 1 議決権の資本方式が適格的である。

集落ぐるみ型（Ⅱタイプ）では、構成員の多くはオペレータ作業に従事しない。水田管理作業は、法人のオペレータや従業員が担当する法人と法人の構成員が担当する法人がある。前者の法人では構成員が所有と労働＝経営へ分化していて、こうした組織は株式会社に多い。こうした組織は集落ぐるみ型組織でありながら、構成員の農業離れ、組織離れを引き起こす可能性がある。それに対して後者の法人は構成員の農業関与、組織関与の合意形成が図られていて、こうした組織は農事組合法人に多い。そして構成員が管理作業に従事していて農業従事割合が高いために構成員が所有＝労働層と経営層とに分化している。このような農事組合法人では、総会万能主義のために理事会の業務執行権が不明確であるという農事組合法人の意思決定のあり方が課題となっている。

組合方式を採用する株式会社と農事組合法人は、総会と役員会（取締役会、理事会）との関係に、制度的な相違がある。農事組合法人では理事会の業務執行権が制約され、迅速な意思決定の制約となりうる。このことが農事組合法人形態を採用した法人のうち、構成員の農作業関与率が高く、構成員が所有＝労働と経営に分化している組織で問題化する。所有層＝労働層の機関である総会と経営層の機関である理事会との機能分担が成立していないからである。そこでこうした組織には、総会と取締役会の権限を分担することができる株式会社制度の採用がより適格的であると考えられ、法制度として機関構成のあり方を検討する必要がある。

第 6 章 集落営農組織と協同組合株式会社

第 6 章は、2006 年施行の会社法における株式会社制度を前提に、協同組合同様の内容を持つ非公開会社である協同組合株式会社の可能性を明らかにする。集落営農組織の少戸数型の一部と集落ぐるみ型では 1 人 1 議決権の組合方式で運営されていることを前章で明らかにした。組合方式による運営は協同組合である農事組合法人と同様である。そこで株式会社でありながら協同組合の運営ができる組織を法的に構成する可能性を検討する。2006 年施行の会社法での株式会社制度は、従来の有限会社制度を包含し、定款自治が大幅に認められ、様々な機関構成や経営形態が可能となっている。そこで集落営農組織に適した株式会社形態の構成はどのように可能であるのかを検討する。農地所有適格法人となることができる株式会社は、全ての株式に譲渡制限がある非

公開会社であるので、非公開会社を前提に、協同組合の特徴を具備した株式会社の構成の可能性を明らかにする。そのため第1に、農地所有適格法人になり得る非公開会社の特徴を機関構成から農協、農事組合法人と比較し、第2に、株式会社が協同組合の要件をどの程度満たすことが可能であるかについて農協や農事組合法人と比較しつつ分析し、第3に、その検討結果を踏まえて協同組合株式会社の可能性を考察する。

協同組合の要件はICAの協同組合原則から抽出することが適切である。そこで1995年ICA協同組合原則のうち第1原則（自発的で開かれた組合員制）、第2原則（組合員による民主的管理）、第3原則（組合員の経済的参加）の規定を指標として分析する。

非公開会社が協同組合の要件するか否かの検討結果は以下のとおりである。

第1原則について。①加入の自由：非公開会社が発行する譲渡制限株式の取得は総会あるいは取締役会での議決が必要であるので、加入の自由がなく、この点は農事組合法人と同様である。②脱退の自由：譲渡制限株式を所有する株主は会社に対して他人への譲渡を請求可能であるが、会社への買取請求はできない。株式会社は、譲渡制限株式の他人への譲渡を認めない場合に当該株式を買い取るが、その際は、株主総会における特別決議が必要である。取得請求権付株式は会社への取得請求が可能であり、請求があった場合に会社は当該株式を買い取るので、脱退の自由を保障できる。③資本の可変性：株式会社が譲渡制限株式を自己株式として取得した場合には、貸借対照表上で当該自己株式を利益剰余金のマイナス表示する。さらにその自己株式を消却すると、その他資本剰余金が減額され、脱退によって資本が減額する。④構成員の資格要件：非公開会社は株主の資格要件を定款に規定できるとする見解もあるが、規定できないとする理解が一般的とみられるため、株主の資格要件は定款ではなく規約に定める。

第2原則（民主的管理）について。①平等の議決権（1人1議決権）：非公開会社では議決権制限株式によって1人1議決権とすることができる。②業務執行役員の資格制限：非公開会社は役員の資格制限を定款で規定できる。

第3原則（組合員の経済的参加）について。①出資配当の制限：非公開会社は定款で出資配当の制限を規定できる。このように出資配当を制限するなら、その株式会社は営利企業ではなく、非営利企業となる。②従事分量配当：株式会社では採用できず、給与制のみが採用できる。③共同資本の不可分割性：非公開会社は払込資本額のみの払い戻しを定款に規定することで、脱退時の共同資本の不可分割が可能であり、農事組合法人と同様である。非公開会社は解散時に残余財産を分割しないことを定款に規定することで、解散時の共同資本の不可分割が可能である。それに対して農事組合法人は共同資本の不可分割の規定が不徹底である。

総会と執行役員会の権限について。農事組合法人の総会万能主義と同様である。非公開会社の株主総会の権限は株式会社の一切の事項に及ぶ万能な機関であるが、取締役会設置会社は、株主総会の権限を定款で定めた範囲内に限ることができる。したがって取締役会設置の非公開会社は、株主総会と取締役会のそれぞれの権限を定款に任意に規定することができ。その規定の仕方によって取締役会の専権を確保することができる。

こうして非公開会社は、株式会社でありながら協同組合としての特徴を持つ協同組合株式会社となりうる。集落営農法人が以上の項目のうちいずれを採用するかはそれぞれの法人の判断に任せられる。平等議決権の組合方式を採用する場合には、平等議決権や株主の資格、取締役の資格、そして配当制限の採用が適当と考える。そして、取締役会を設置して、総会と取締役会の権限を定款に定め、農事組合法人の総会万能主義の問題を解決することが重要である。

終章では、各章の検討を総括し、集落営農法人の経営構造を示し、法人形態と運営方式の関係を考察したうえで、今後の法人形態の構成を提示する。（以下は、今後の法人形態のあり方のみを簡単に記述する。）

集落営農組織は、経営体化・法人化の進展に伴って経営・労働・資本が一体化した協業組織体へと変化している。法人形態と運営方式は、少数精鋭の雇用労働依存型の法人は資本制企業経営として展開するため、資本方式の株式会社形態を選択する。しかしそれ以外の集落営農組織は、法人形態を問わずに人的組織の運営方式である 1 人 1 議決権の組合方式を採用している。集落ぐるみ型が組合方式の株式会社形態を選択する場合には運営方式上の課題は生じない。しかし水田管理作業を法人のオペレータや従業員が担当する場合には、構成員が所有と労働＝経営へ分化して、構成員の農業離れ、組織離れを引き起こす可能性がある。それに対して農事組合法人形態の法人は、構成員が水田管理作業等に関与する割合が高いものが多く、こうした法人では構成員の農業関与、組織関与の合意形成が図られている。しかし構成員が所有＝労働層と経営層とに分化することによって、総会万能主義のために理事会の業務執行権が不明確であるという農事組合法人の意思決定上の運営方式のあり方が課題となっている。そこで、集落ぐるみ型集落営農組織の法人化における法人形態選択の方向として、非公開会社制度の定款自治を活用して協同組合原則を採用した株式会社の制度設計を提唱する。